

令和元年8月6日

令和2年度

学部2年次進級予定者

学部3年次進級予定者

学部4年次進級予定者 各位

学 生 課 長

新たな給付奨学金制度について

本年10月からの消費税率の引き上げによる消費税増収分を財源として、経済的に困窮している世帯の学生に対して、授業料免除と給付型奨学金をセットで支援する制度が2020年4月から開始されます。

ついては、本学に在籍している学生のうち来年度進級予定の者を対象とした給付型奨学生の募集を行う予定であり、奨学金出願説明会を10月下旬頃開催する予定です。

出願説明会の日程は、10月に掲示にてお知らせします。出願を希望する場合は、掲示をよく確認し、説明会に必ず出席するようにしてください。[事前に申し出がなく欠席した場合は、いかなる理由があっても出願できません]

なお、本制度は10月から消費税率が引き上げられること、本学が本制度の適用を受けられる大学とみとめられること（現在、審査中）が必要ですので、現時点では予定としています。

対象者の要件（※詳しくは説明会で配付する書類をご確認ください）

1. 所得要件

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生であること 等

※所得基準を満たすかどうか、日本学生支援機構のホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、おおよその確認ができます。

2. 学業成績・学習意欲に関する要件

GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること。または、修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが確認できること 等

3. その他の要件

日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者であること 等

この奨学金は、日本学生支援機構が各学生に支給するものです。

（参考）文部科学省「高等教育の修学支援新制度」のウェブサイト

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm